

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年(2022年)8月16日付け令4人事第257-1号で行った公文書部分開示決定（以下、「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月7日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「公職選挙法違反事件に係る調査チームが、職員に実施したアンケートの回答文書」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求の対象として以下の2件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和4年8月16日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

<特定した公文書の件名>

- ①公職選挙法違反についての調査
- ②公職選挙法違反事案に係るアンケート調査

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、令和4年3月に公表された「山口県前副知事による公職選挙法違反

事案に係る調査報告書」（以下「調査報告書」という。）作成の過程で実施された関係職員へのアンケート調査及び聴き取り調査（以下「本調査」という。）において各関係職員から提出された調査回答書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件公文書のうち職員からの回答の部分に係る情報が条例第11条第6号に該当するかが争点となっていることから、上記2を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

まず、実施機関は、本件公文書は、本調査に係る調査回答書であり、これらを開示することにより、仮に今後同様の調査を行う際に、職員の正直な回答が得られなくなるなど、調査の目的を果たすことが著しく困難となるおそれがある、と説明している。

これに対し、審査請求人は、仮に本件処分が合理的と判断されるためには、調査票の「回答内容」に係る記載を部分開示した場合、「実施の目的を失わせる」程度の事態が、実際に発生し得る蓋然性が必要である、また、「困難」の程度は名目的なもの

では不十分であり、具体的・実質的なものが要求される、「おそれ」の程度も抽象的な可能性ではなく、確実に予想されることが必要である、などと主張している。

しかし、本件公文書の回答の部分に係る情報の開示により、今後同様の調査を行う際に職員の正直な回答が得られなくなる「おそれ」があることは、条例第11条第6号に定める「当該事務もしくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれ」が抽象的・名目的にとどまらず具体的・実質的にあるものと考えられる。

また、本調査は回答を秘匿することを前提に職員の真摯な協力を求めた、との実施機関の説明に対し、審査請求人は、本調査時、数百人規模の職員に対し実施機関が本調査の回答を秘匿することを予め通知したのか、確認したいと考える、決して職員間の以心伝心、暗黙の了解等の類であってはならず、実施機関は当該主張を裏付ける文書等を証拠として当審査会に提出すべきである、などとも主張している。

この点について、当審査会事務局員をして実施機関に確認させたところ、本調査の実施前に各部局の主管課の副課長が参集した会議の場などにおいて、本調査の集計結果については何らかの手段で公表することとなるが、個別の回答内容については公開しない旨を適宜口頭で伝達したとのことであった。

しかし、本調査は、前副知事による公職選挙法違反という不祥事案を受け、全容の解明や再発防止策の樹立のため、調査対象者である職員にとって不利益となり得るものも含めた情報や、忌憚ない意見の提供を求めたものと見受けられるところ、本調査の実施に当たっては、調査対象者の保護、すなわち調査への協力の結果、調査対象者に不利益が生じないことの確保が重要であることを踏まえれば、審査請求人の主張とは逆に、実施機関は、本件公文書の回答の部分に係る情報を公開することをあらかじめ調査対象者に明示していない場合には、これらの情報を公開すべきではないと考えられることから、本調査の回答を秘匿することについて、調査対象者である職員に対し、予め文書で通知していなかったからといって、本件公文書の回答の部分に係る情報が条例第11条第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、誤っているとは言えない。

また、審査請求人は、少なくとも調査報告書内で公表した調査票の回答内容に係る記載については、開示が十分可能なはずである、などとも主張している。

しかし、上述のように、本調査は、前副知事による公職選挙法違反という不祥事案を受け、全容の解明や再発防止策の樹立のため、調査対象者である職員に不利益となり得るものも含めた情報や、忌憚ない意見の提供を求めるものと考えられるところ、本件公文書の回答の部分に係る情報が一部であっても開示された場合、当然開示されないものと認識していた調査対象者に、実施機関の対応に対する不信感が生じるおそれがあることは軽視できないと考えられることから、本件公文書における回答に係る情報が条例第11条第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、誤っているとは言えない。

3 その他

審査請求人は種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の意見

最後に、審査会の意見を付しておく。

実施機関は、本件公文書の回答の部分に係る情報は条例第11条第6号に該当すると主張しているが、審査請求人は、職員の回答を開示しているケースもあり、実施機関の開示・不開示の基準が不明瞭である、などと指摘している。

当審査会事務局員をして、回答の部分に係る情報を開示したケースが生じた理由を実施機関に確認させたところ、マスキングの処理洩れにより誤って開示してしまったとのことであった。

本件のようなケースでマスキングの処理洩れにより本来非開示とすべき情報が誤って開示されれば、実施機関が説明したように、今後同様の調査を行う際に職員の正直な回答が得られなくなるおそれがあり、同様の調査の目的を果たすことが著しく困難となる事態が生じ得ることとなる。

よって、今後は、複数の職員でマスキング処理の確認を行うことなどにより慎重かつ丁寧に対応し、同様の処理洩れ事案の再発防止に努めるよう実施機関に求めたい。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 1月19日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月31日	事案の審議を行った。
令和6年 6月 3日	事案の審議を行った。
令和6年 9月17日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年11月18日現在)